

研究課題援助に関する細則

平成24(2012)年4月12日 理事会制定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

(総則)

第1条 公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）は、定款第4条2号の調査研究を促進するため、特定の研究課題についての資金援助を行う。

2 本会の研究課題援助に関する事項は、定款による以外は、この細則による。

(課題の公募)

第2条 研究課題の公募は原則として毎年行い、3月頃に日本医学物理学会誌（以下「会誌」という）及び本会のホームページを通じて会員に周知する。

(応募の資格)

第3条 研究代表者は、本会の正会員とする。

(援助課題の決定)

第4条 理事会において援助対象の研究課題を決定する。

(研究期間)

第5条 研究期間は、2年とする。

2 原則として研究課題援助支給通知を受けた日をもって研究開始日とし、2年後の2月末日をもって研究終了日とする。

(研究成果の公表)

第6条 研究代表者は、研究終了年の翌年までに研究成果報告書を提出する。また、学術大会において研究成果を報告し、会誌またはホームページにその内容を掲載する。

2 研究成果を学術誌に公表する場合は、本会の援助を受けたことを併記するものとする。また、会誌以外の学術誌に公表する場合は、前項の研究成果報告書は著作権を侵さない範囲にとどめることができる。

3 研究成果を出版する場合は、理事会に報告するものとする。

(研究費の運用)

第7条 年に最大で50万円（2年で最大で100万円）の研究費援助が支給される。

2 研究費の取り扱いは、研究代表者において適正に処理し、研究期間終了時に会計

報告を理事会に対して行うものとする。

(補則)

第8条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。